

5. 県有土地利用検討委員会について

(1) 県有土地利用検討委員会について

平成9年10月に「県有土地利用検討委員会設置要綱」(以下：要綱)が施行され、県有土地利用検討委員会が設置されることとなった。なお、当該要綱の最終改正年度は平成22年4月となっている。

要綱第3によると、県有土地利用検討委員会では「群馬県行政組織規則第7条に規定する部の長、議会事務局、教育委員会事務局次長及び警察本部警務部長並びに企業局長及び病院局長が所掌する未利用地及び低利用地の有効活用、管理及び処分について検討する。」とされており、また要綱第4で委員会の開催は必要に応じて随時開催するものとされている。

(2) 県有土地利用検討委員会の活動状況について

平成20年度第1回県有土地利用検討委員会(平成20年5月19日開催)において、従来の委員会は限られた人数で、事案が出た都度開催していたが、今回から各部局、各任命権者の主管課長も加えて、かつ年3回程度定期的を実施していくという方向性が総務部長より出されている。この方針を受けて平成20年度では5月19日、9月9日、12月22日の3回、平成21年度においては5月18日、9月16日、12月18日の3回、平成22年度では5月14日、9月15日、2月15日の3回委員会が開催されている。

(3) 未利用地及び低利用地の定義について

県有土地利用検討委員会で扱うこととなる、未利用地及び低利用地について、平成12年6月制定(平成20年5月最終改訂)の「未利用地等の有効活用、管理及び処分に関する基本方針」において、次のように定義されている。

未利用地等・・・未利用地及び低利用地

未利用地・・・現に利用していない土地で、具体的な利用計画のない土地

低利用地・・・使用頻度又は利用程度が低く、具体的な利用計画のない土地。または、先行取得用地で具体的な利用計画がなく、暫定的な利用にとどまるもの

(4) 未利用地等の有効活用、管理及び処分の基本方針について

県有土地利用検討委員会で検討することとなる未利用地等の有効活用、管理及び処分といたった内容について、設置要綱においては特段の規定はないが、前出の基本方針において次のように規定されている。

「未利用地等の有効活用、管理及び処分に関する基本方針」 抜粋

第3 有効活用

未利用地等の有効活用については、次の各号の規定により方針を決定するものとする。

- (1) 規模及び立地条件等から判断して、県において利用することが適当と認められるものについては、引き続き県による利用を検討するものとする。
- (2) 県において利用することがないと認められるものについては、県が必要とする用地等との交換用地として活用するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により処理できないものについては、国又は市町村への処分を検討するものとする。
- (4) 上記(1)から(3)により処理できないものについては、民間への処分を検討するものとする。なお、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)及び群馬県財務規則(平成3年3月25日群馬県規則第18号)の規定により随意契約が可能な場合は、随意契約による処分も併せて検討するものとする。

第4 管理

未利用地等の管理については、地方財政法(昭和23年法律第109号)第8条及び群馬県公有財産事務取扱規則(昭和61年3月31日規則第9号)第24条に掲げる事項に留意し、その管理の適正化に努めるものとする。

第5 処分

未利用地等の処分については、群馬県公有財産事務取扱規則及び群馬県事務規則の定めによるほか、次の各号の規定により行うものとする。

- (1) 上記3の(4)による処分事務は、原則として分掌者が行うものとする。ただし、一般競争入札等による場合等、管財課長が行うことがふさわしいと判断される場合は管財課長が行うものとする。
- (2) 上記(1)により管財課長が処分を行う場合の取り扱いは次の通りとする。
建物等が存する場合は、事前に各部等主管課経由で管財課、財政課と協議し、解体不要とされたものを除き、分掌者において解体手続きを行うものとする。
また、解体不要とされたものについても、特別管理産業廃棄物(アスベストやPCB等)が存する場合には、分掌者において当該特別管理産業廃棄物を処理するものとする。
分掌者は境界確定、境界標柱の設置、面積測量及び地積更正登記等、処分物件の整理を行うものとする。

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 3 条に該当する土地については、同法同条第 1 項ただし書の確認を得たものを除き、分掌者は、同法同条の調査を行い、その結果、土壌汚染があり汚染除去等が必要とされた場合には、同法に定められた措置も行うものとする。

上記 ~ の処理・整理等が行われた場合は、管財課長が引継を受けるものとする。

管財課長は、別に定める要領により一般競争入札等による処分を行うものとする。

上記 によっても処分の相手方が決まらないものについては、引き続き処分を検討しつつ、管財課長が管理するものとする。ただし、当該土地の所在、規模等の関係から管財課長が管理することが困難又は不適當な場合は、管財課長が引継を受ける以前の分掌者が引き続き管理するものとする。

（ 5 ）平成 20 年度、平成 21 年度における売払い等の実績について

売払い年度	分掌課	財産名称	売払い価格(千円)
平成 20 年度	管財課	元大間々県営住宅	8,000
	管財課	高崎警察署上並榎独身寮	41,500
	管財課	元藤岡高等学校	903,135
	管財課	元藤岡女子高等学校	471,300
	合計		1,423,935
平成 21 年度	管財課	元平和町 1 号公舎	28,000
	管財課	万場高校教職員公舎	5,020
	管財課	桜が丘待機宿舎	52,520
	管財課	元岩神町部課長公舎	11,000
	管財課	元岩神町部課長公舎	11,181
	総務事務センター	高崎職員住宅	86,205
	財務管理課	東毛工業水道事務所職員公舎用地	41,750
	財務管理課	元西毛建設事務所跡地	85,000
	財務管理課	富士見小原目団地未造成地	70,000
	合計		390,676

（ 6 ）平成 22 年 3 月末における未利用地等について

区分	所掌部	分掌課	土地		建物	
			箇所数	地積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)
未利用	総務部	管財課	22	21,624.35	1	85.83

"	"	消防保安課	1	404.08	1	96.50
"	"	女子大	1	77.25	1	66.23
"	"	西部行政事務所	1	404.16	-	-
"	生活文化部	人権男女共同参画課	1	1,226.13	1	3,452.84
"	健康福祉部	食肉衛生検査所	1	3,677.73	1	2,901.08
"	"	健康福祉課	1	2,806.23	1	1,830.96
"	"	子育て支援課	1	17,752.79	1	3,078.35
"	"	衛生食品課	1	35,811.22	-	-
"	環境森林部	環境政策課	1	12,514.10	-	-
"	"	藤岡森林事務所	1	261.18	-	-
"	農政部	蚕糸園芸課	1	102,298.57	1	418.05
"	産業經濟部	職業能力開発課	1	10,352.63	-	-
"	県土整備部	監理課	1	5,808.56	1	1,223.47
"	"	建築住宅課	1	682.40	-	-
"	警察本部	会計課	4	1,840.35	-	-
"	"	高崎警察署	2	422.94	-	-
"	"	太田警察署	2	1,421.08	-	-
"	教育委員会	伊勢崎清明高校	1	263.73	-	-
"	"	下仁田高校	1	117.40	-	-
"	"	館林女子高校	1	232.04	-	-
"	"	桐生女子高校	1	252.23	-	-
"	"	沼田女子高校	2	439.68	1	87.76
"	"	勢多農林高校	1	328.52	-	-
"	"	伊勢崎興陽高校	1	653.00	-	-
"	"	前橋工業高校	1	278.24	-	-
"	"	太田高校	1	324.74	-	-
"	"	大泉高校	1	1,117.26	-	-
"	"	長野原高校	1	291.68	1	79.49
"	"	嬬恋高校	2	1,979.00	2	189.94
"	"	藤岡工業高校	1	1,330.00	1	62.00
"	"	安中総合学園高校	1	19,912.06	1	10,582.00
"	"	前橋商業高校	1	39,505.00	1	9,562.27
"	"	万場高校	1	298.14	-	-
"	病院局	精神医療センター	1	1,983.47	-	-
"	"	がんセンター	1	463.09	1	108.10

"	企業局	財務管理課	2	539.95	-	-
低利用	総務部	管財課	6	41,076.45	-	-
"	"	伊勢崎行政県税事務所	1	791.32	-	-
"	健康福祉部	障害政策課	1	34,624.00	-	-
"	農政部	農政課	2	155,146.90	2	50,588.25
"	"	蚕糸技術センター	1	15,812.94	1	5,217.17
"	産業経済部	職業能力開発課	1	13,406.14	1	2,631.38